# 特定非営利活動法人日本健康運動指導士会定款

制定 平成12年12月5日

改定 平成14年9月27日

改定 平成15年9月1日

改定 平成17年3月16日

改定 平成18年9月6日

改定 平成28年6月24日

改定 令和2年8月21日

改定 令和4年7月13日

改定 令和6年9月25日

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本健康運動指導士会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区新橋6丁目20番1号ル・グラシエルBLDG .1・602号室に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、運動を通じた健康づくりの普及及び運動指導者 の知識及び技能の向上に関する事業を行い、もって国民の健康保持・増進及び疾病の 予防に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を 行う。
  - (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
  - (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 健康づくりのための運動及びその指導に関する普及啓発
  - ② 健康づくりのための運動及びその指導に関する情報の収集及び提供
  - ③ 健康づくりのための運動及びその指導に関する講習会、研修会の実施
  - ④ 健康づくりのための運動及びその指導に関する調査研究
  - ⑤ 健康づくりのための運動及びその指導に関する出版物の刊行
  - (2) 収益事業
  - ① 運動関連物品及び出版物の販売
  - ② 運動負荷試験の受託及び器材の貸出
  - ③ 広告掲載事業
  - ④ 有料職業紹介事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

#### 第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
  - (3) 名誉会員 この法人の目的達成のために特に功労のあった者又は学識経験 者で総会において推薦された者

(入会)

- 第7条 正会員の入会の条件については特に定めない。
- 2 正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に 申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって 本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければ ならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。
  - (1) 退会届を提出したとき
  - (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき
  - (3) 連続して2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退 会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除 名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなけ ればならない。
  - (1) この定款に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上12人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、会長1人、副会長2人以内とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、理事会が候補者として、この法人の内外より適任者を推薦し、 総会において選任する。
  - 2 会長、副会長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の 総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 (職務)
- 第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の 業務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ 若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現 任者の任期の残存期間とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行 わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滯な くこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事については、理事会の議決によりこれを解任する事もできる。この場合、その役員又は理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。
  - 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
  - 2 職員は、会長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び収支決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条 について同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって 招集の請求があったとき
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
  - 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
  - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが できる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、 その数を付記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、 押印しなければならない。

#### 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって 招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
  - 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14 日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を もって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(定足数)

- 第35条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議長)
- 第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。なお理事の中から会長の指名による副 議長を選任することができる。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
  - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会 に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる ことができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数、及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、 押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収入
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び 収益事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

- 第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (会計の区分)
- 第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び 収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を 経なければならない。

(暫定予算)

- 第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出 することができる。
  - 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
  - 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算 の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第49条 この法人の事業報告書、収支予算書、貸借対照表、及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の 議決を経なければならない。
  - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (臨機の措置)
- 第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて 所轄庁の認証を得なければならない。 (解散)

- 第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
  - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の 承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属)
- 第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、民法第三十四条の規定により設立された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上 の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

百

口

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長 神山 五郎 副会長 内田 滋 副会長 鉄口 英雄 古屋 敏雄 専務理事 理 事 元持 茂 戸松 哲男 同 口 鈴木 茂樹 牧 百 壽夫 同 片山幸太郎 髙橋 邦子 디 Ħ 加藤 敏 青地 克頼 司 同 小橋 和昭 同 眞里 湊 司 松本 英孝 ㅁ 朝倉 文子 H 新井 篤 司 玉置 政美 司 安田 剛 ㅁ 大谷知我男 同 鴇田佳津子 同 海野 宣彦 千能千惠美 司 監事 髙橋 公男 司 山田 忠樹

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第53条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第58条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13年3月31日までとする。
- 6 この法人の正会員の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 5,000円
  - (2) 年会費 10,000円